

「インフルエンザ予防のポイント」 鼻をかんだり、咳をしたあとは、手を洗いましょう。

国民 一部免除をうけたときは 年金 残りの保険料の納付を忘れずに

●保険料の一部免除とは

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。免除額には、全額免除 4分の3免除・半額免除 4分の1免除の4つの段階があります。このうち全額免除以外は免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除されていない保険料は納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されていても、「保険料未納期間」となってしまうので、注意が必要です。

【4分の3免除】毎月の保険料の4分の3が免除。平成24年度の場合、免除が承認されると月額1万1,230円が免除され、残りの3千750円は納付しなければなりません。

【半額免除】毎月の保険料の半額が免除。平成24年度の場合、免除が承認されると月額7千490円が免除され、残りの7千490円は納付しなければなりません。

【4分の1免除】毎月の保険料の4分の1が免除。平成24年度の場合、免除

が承認されると月額3千740円が免除され、残りの1万1240円は納付しなければなりません。

●保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。そして、2年を経過すると時効によつて保険料を納めることができなくなります。保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料についても、同様です。ご注意ください。

※納期限が過ぎた保険料については平成24年10月から「後納制度」が開始されましたので、そちらの申請をしていただくことにより、審査があります(過去10年以内の保険料については納付が可能です(平成27年9月末まで)。ただし、保険料額には加算額が追加されますので、ご注意ください)。

▼問い合わせ先
宇都宮西年金事務所
028(622)4222

●保険課 高齢者年金係

56 9129

町の最新情報が「とちぎテレビ」データ放送でご覧いただけます。

データ放送の視聴方法

緊急災害情報／防犯・防災情報／町からのお知らせ／イベント情報／ゴミ収集日 など

操作手順

- ①チャンネルを「とちぎテレビ」に合わせます。
- ②リモコンのdボタンを押してください。
- ③右の図Aのように「データ放送」の画面になります。
- ④リモコンの「▲▼」ボタンで見たい項目に枠を移動させ「決定」ボタンを押します。
- ⑤右の図Bのように画面が変わり、掲載されている項目の一覧が表示されます。
- ⑥一覧の中から読みたい記事を「▲▼」ボタンで選び「決定」ボタンを押します。
- ⑦右の図Cのように記事の詳細が表示されます。
- ⑧「決定」か「戻る」ボタンを押すと前の画面に戻ります。

全画面映像表示に戻すにはもう一度dボタンを押してください。



▲図A



「決定」ボタン
「▲▼」ボタン
「d」ボタン



▲図B



▲図C



※この他、NHK総合のデータ放送では、「台風情報」「河川水位情報」「気象情報・警報注意報」などが確認できます。

▼問い合わせ先＝
企画課
情報広報係
56 9117

軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請

平成25年分農業用免税証の交付申請を、次のとおり受け付けします。

▼期日⇨平成25年

1月9日(水)本郷地区

1月10日(木)明治地区

1月11日(金)上三川地区

▼時間⇨

午前の部：午前9時30分～

午前11時

午後の部：午後1時～午後3時

▼場所⇨役場3階 大会議室

▼持参するもの⇨

- (1)継続申請者⇨免税軽油使用者証・印かん・免税軽油の引取り等に係る報告書・納品書または請求書・領収書
- (2)ピー可⇨農業委員会が発行する耕作証明書(耕作面積から変更がある場合のみ)
- (2)更新申請者(免税軽油使用者証の有効期間の始期が平成22年12月31日以前の方)⇨免税軽油使用者証印かん・免税軽油の引取り等に係る報告書・納品書または請求書・領収書(2)ピー可
- (3)新規申請者⇨印かん・農業委員会

が発行する耕作証明書・栃木県収入証紙(4200円分)

(4)新たに農作業受託分の申請を行う方⇨農作業受託とは、農作業受託契約により機械を使用する農業のすべてを受託し、委託者に代わつて現実に農作業を行うことをいいます。作業の一部のみ受託している場合は該当しません。

今回、新たに農作業受託分の申請を行う方は、前記(1)～(3)に加えて

- 耕作(農作業受託)証明願
- 農作業受託契約書(水田経営所得安定対策用または一般用)の写しが必要になります。詳しくは事前に宇都宮県税事務所までお問い合わせください。

(5)その他⇨前年度の申請内容から変更のある方や新規申請の方については、作付内容や使用機械をお聞きしますので、回答できるようにご準備願います。

▼免税証の交付⇨
前年度の申請内容に変更のない方

↓ 申請日に即日交付します。

新規申請等、前記以外の方

↓ 後日、農業委員会の窓口での受け取りとなります。

▼その他⇨次のいずれかに該当する方は免税軽油使用者証・免税証の交付を受けることはできませんので御注意願います。

- ア. 地方税に関する法令の規定に違反し、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じられ、2年を経過していない方
- イ. 国税又は地方税の滞納処分を受け、2年を経過していない方
- ウ. 免税軽油の引取り等に係る報告書を提出していない方

エ. ア～ウの他、軽油引取税の取り締まり又は保全上特に不相当と知事が認める方

※耕作証明書の発行を代理人に依頼する場合は、委任状が必要となります。

▼問い合わせ先⇨

●栃木県宇都宮県税事務所 軽油引

取税調査担当

☎028(626)3033

●農業委員会事務局

☎(56)9166

まじゅう

善意銀行
(敬称略)

- ・上三川町更生保護女性会云 10,000円(第2回)
- ・七宝焼彩の会 8,260円(第31回)
- ・パッチワークキルトサークルハーモニー 10,000円(第19回)
- ・しじょうぎ音楽会 5,000円(第7回)
- ・上三川町消費者友の会 5,000円(第27回)
- ・日産労組栃木支部 114,830円(第15回)
- ・日産労組栃木支部 161,469円(第16回)
- ・中村 光江 10,000円(第1回)
- ・かみのかわサンフラワー祭り実行委員会 60,063円(第1回)

誰れかの温かい声かけ、ありがとうございます。ありがとうございます。

「インフルエンザ予防のポイント」 バランスの良い食事、十分な睡眠を心がけ、運動をして抵抗力をつけましょう。